

嘉手納町 公共施設等総合管理計画 概要版

1. 公共施設等総合管理計画の目的（本編 1P）

本町はこれまで町民ニーズや社会環境など多様化する行政需要に合わせ、多くの公共施設及びインフラ施設を整備してきました。これらの公共施設等の老朽化が進み、維持管理費や更新費用は今後の財政運営にとって大きな負担になることが予想されます。

そこで、長期的な視点から計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理、施設の長寿命化や統廃合を進めることにより、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供することを本計画の目的としています。

2. 基準日（本編 2P）

平成 27 年 3 月 31 日現在とします。

3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設（本編 3P）

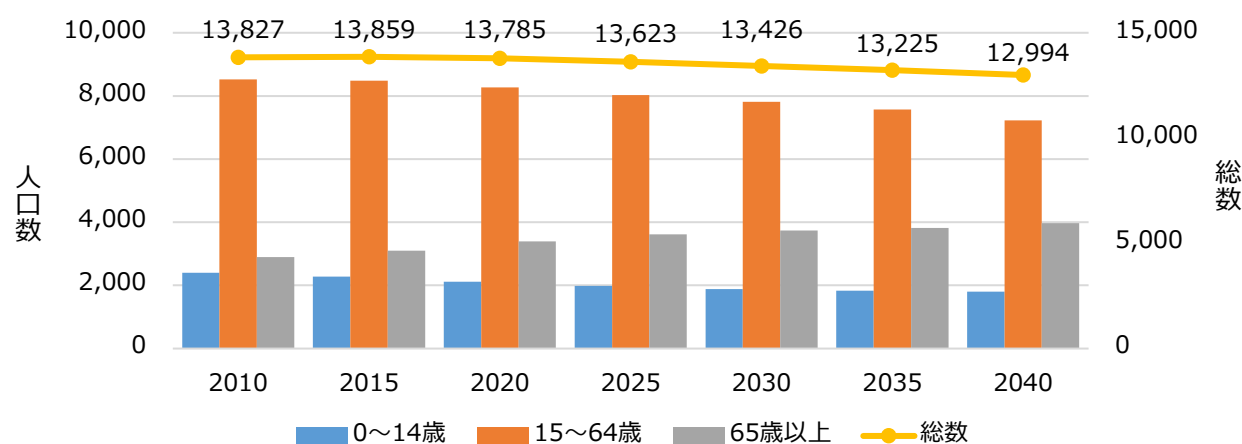
大分類	中分類	施設数
町民文化系施設	文化施設	1
社会教育系施設	公民館	8
	図書館	1
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6
	レクリエーション施設	2
産業系施設	産業施設	6
	観光施設	1
学校教育系施設	幼稚園	2
	小学校	2
	中学校	1
	その他教育機能	2
子育て支援施設	保育所	2
	その他子育て支援施設	3
保健福祉施設	保健福祉施設	3
行政系施設	庁舎等	1
公営住宅等	公営住宅等	10
その他	供給処理施設	1
	その他施設	6
合計施設数		58

インフラ資産
道路
橋梁
公園
上水道
下水道
その他の公共施設

4. 将来人口の見込み（本編 10P）

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、平成 52 年（2040 年）に総人口 12,994 人となり、平成 27 年（2015 年）の 13,859 人から約 865 人減少となる見込みです。

図表 将来人口の見込み（単位：人）

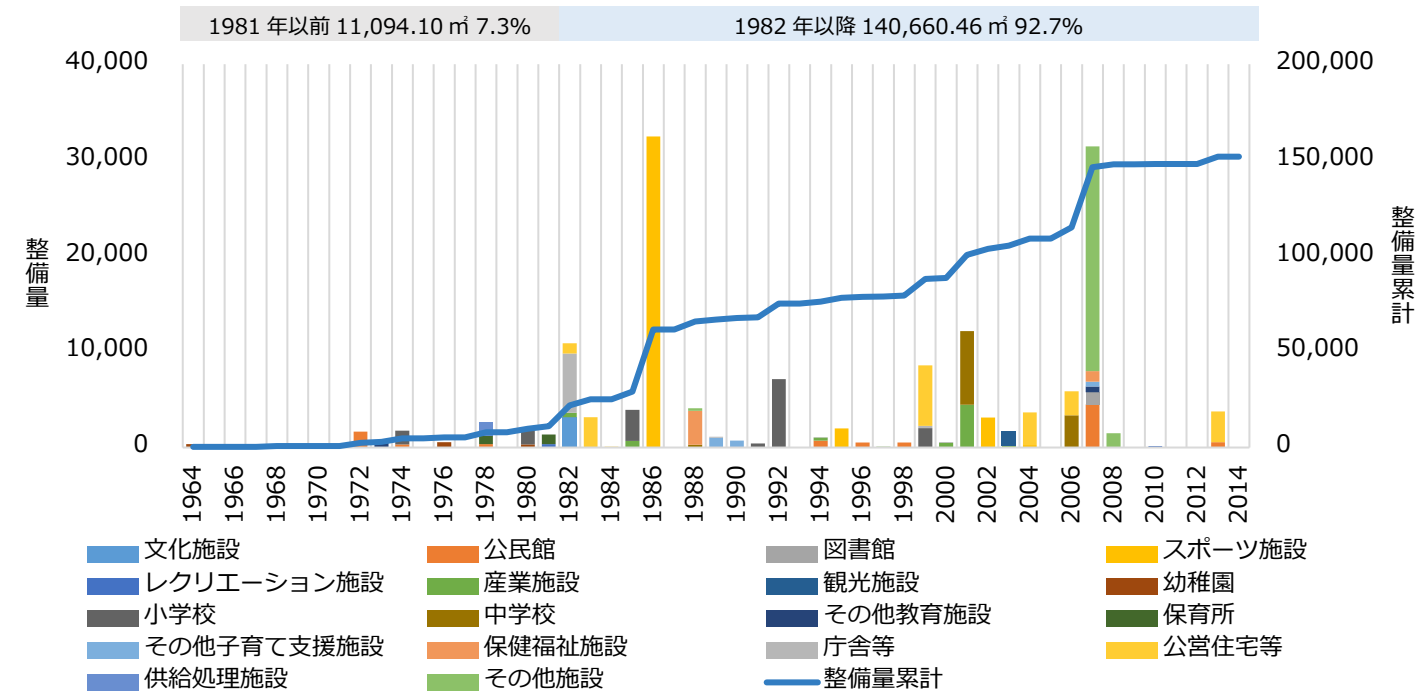


5. 公共建築物の過去の整備量（本編 19P）

過去の整備量（延床面積）は、全体で約 15.2 万㎡です。町民 1 人あたりの延床面積は約 11.06 ㎡/人となっています。これは、全国平均 3.22 ㎡/人（総務省）と比べると高い値になっています。

※ 耐震基準は、1981 年の建築基準法改正により大きく改正されました。1981 年以前に整備された建築物は耐震基準を満たしていない可能性があります。

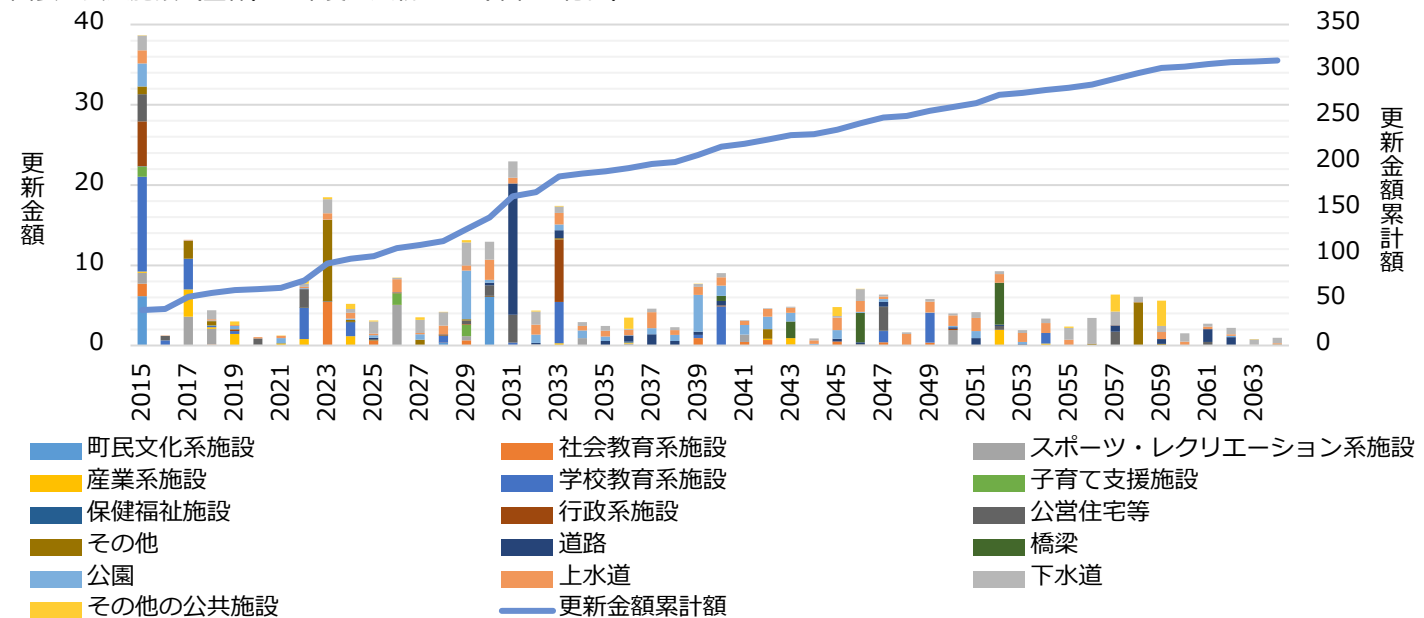
図表 過去の整備量（延床面積）（単位：㎡）



6. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算（本編 117P）

耐用年数に応じて施設の建替を想定すると今後 50 年間で約 311 億円（年間平均約 6.2 億円）の更新投資が必要になります。

図表 公共施設（全体）の年度別更新金額（単位：億円）



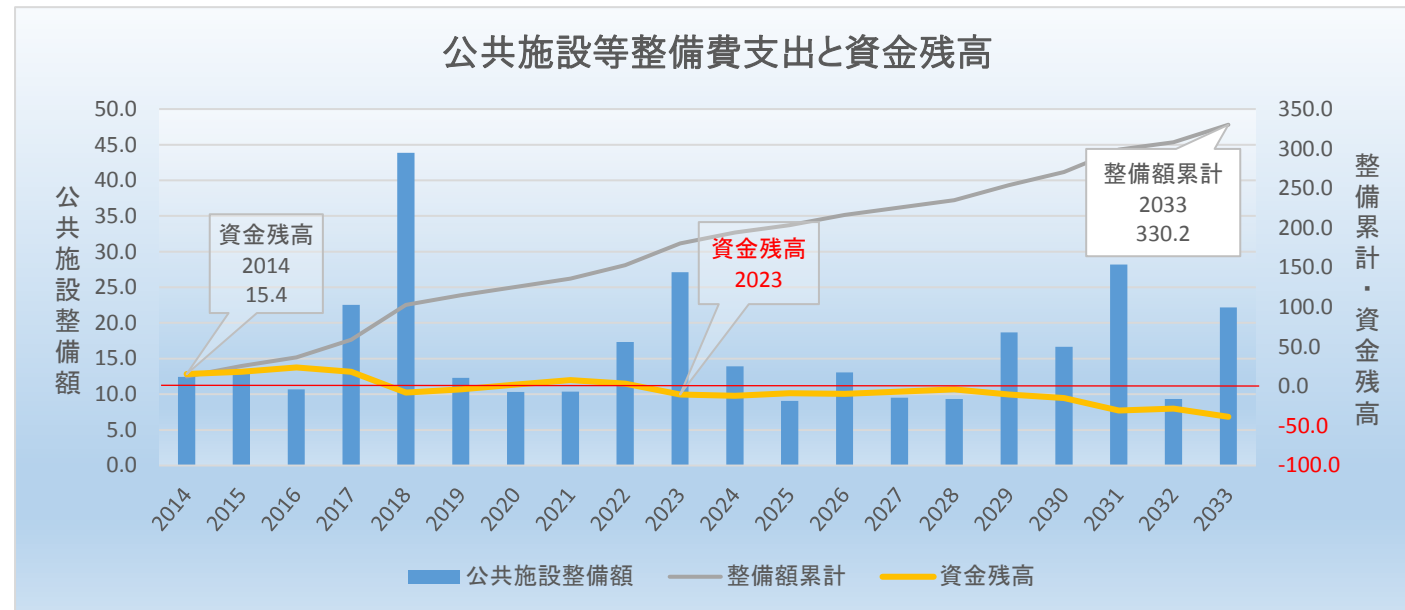
※耐用年数が経過している施設等については、2015 年に一括計上しています。

嘉手納町 公共施設等総合管理計画 概要版

7. 財政シミュレーション（本編 118P）

平成 26 年度決算データを使用しシミュレーションを行うと、平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までは資金残高がプラスとマイナスを行き来し、平成 35 年度（2023 年度）以降には、町の資金がマイナスで推移する結果となります。

図表 財政シミュレーション結果（単位：億円）



8. 公共施設等における課題（本編 119P）

公共施設等における課題	
1. 人口減少および少子高齢化による公共施設に対する利用者数の変化	2. 公共施設等の老朽化
3. 公共施設にかけられる財源等	4. 限られた土地の確保

9. 計画期間・数値目標（本編 122P）

平成 26 年度（2014 年度）から平成 75 年度（2063 年度）までの 50 年間の更新投資及び財政シミュレーションに基づき、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）まで今後 10 年間の方向性を策定するものとしします。

平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間の計画を定める

現状の人口構成や将来の人口減少対策への取り組み、多様化する住民ニーズに対応した公共サービスを提供するために施設保有量が増加傾向にあることを鑑み、公共建築物の削減目標は設定せず、施設保有量を 10 年後も現状のまま維持とすることを目標とします。

要素	平成 29 年度（2017 年度）の施設保有量（基準値※）	平成 38 年度（2026 年度）の施設保有量（目標値）
保有量（延床面積）	15.2 万㎡	15.2 万㎡
10 年後も施設保有量を現在のまま維持することを目標とします。		

10. 公共施設管理に関する基本的な考え方（本編 123P）

（1）点検・診断等の実施方針	法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行っていきます。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行います。 各施設において、老朽化の度合を勘案し、耐力度調査等の調査結果を踏まえ、今後の更新の方向性を検討します。
（2）安全確保の実施方針	公共建築物に求められている最低限の機能は安全性の確保であるため、施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施し、必要に応じた対策を行います。また、指定管理者制度を導入している施設では適正な施設管理の徹底を指定管理者と施設の設置者である町がそれぞれで行います。
（3）長寿命化の実施方針	長寿命化の実施にあたっては、点検、診断等を実施して施設の現状を把握し修繕・更新を計画的に実施することにより更新コストの平準化を図ります。
（4）PPP/PFI（民設民営等）の活用	施設の維持管理・運営コストを抑制しつつサービスの質を向上するため、特に補助金や起債が充てられない施設の整備や更新時には、PPP/PFI（民設民営等）によるサービスの導入の調査検討を行っていきます。また、公設による整備を行う際には、特定財源（国庫支出金、県支出金）の確保を図ります。
（5）維持管理・修繕・更新等の実施方針	維持管理・修繕を行う場合は、不具合が発生するたびに対応する事後修繕ではなく、損傷や劣化の状態、耐用年数を踏まえ、計画的な修繕や維持管理を実施することで、機能の保持・回復を図る保全管理を推進していきます。更新する場合は、複合化・集約化もしくは PPP/PFI（民設民営等）を検討し、施設保有量の縮減を目指します。
（6）耐震化の実施方針	昭和 56 年以前に建てられた建築物は、耐震基準を満たしていない可能性がある建築物となります。このため、調査等の結果、耐震化が必要な施設については、経過年数や危険度等を勘案し適切に対応していきます。
（7）統合や廃止の推進方針	別施設ごとの利用頻度、維持管理費の状況、老朽化の状況などの評価により十分に利用されていない施設や将来的に利用が見込めない施設、機能類似施設などについては、人口構成の変動や財政状況等を踏まえ、更新の際には施設の集約化や供用の廃止を検討します。 集約化や供用の廃止による空き施設は、用途変更することにより、必要とする他の公共施設として活用や有償による売り払いや貸し付けを行うなど、有効な活用を図ります。

11. 計画の推進にあたって（本編 128P）

（1）全庁的な取組体制の構築方針

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくにあたり、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築します。

庁内推進体制として「嘉手納町公共施設等総合管理計画推進委員会」（以下「委員会」という）を設置し、10 年の計画期間中に 5 年ごとの検証を行います。委員会にて以下内容の進捗状況や達成度評価等を検討・協議することで、更なる内容の充実を図ります。

そのほか、社会経済情勢やまちづくりの動向等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直しを実施することとします。

（2）町職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた本町の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、研修や勉強会等を定期的に行い、公共施設の総合的な管理に対する町職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。